

伊丹市立小学校自由プール事業実施要綱（平成29年5月制定）

（目的）

第1条 この要綱は、小学校の夏季休業期間中に各小学校のプールを学齢児童に開放する伊丹市立小学校自由プール事業（以下「自由プール事業」という。）に関して必要な事項を定めることにより、学齢児童の居場所づくり及び健康・体力づくり、異年齢児童の交流を図ることなどを目的とする。

（事業の実施）

第2条 自由プール事業の主催者は伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、小学校ごとに組織された自由プール運営委員会（以下「運営委員会」という。）が事業を実施するものとする。

- 2 運営委員会は、自由プール事業の実施に当り、事業計画を定め、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 運営委員会は、自由プール事業においてプールを使用するときは、必ず監視等業務を行う者を配置しなければならない。
- 4 運営委員会の業務に従事する者は、教育委員会の指定する救急救命講習を受講した者のうち、下記のどちらにも該当する者とする。

(1) 18歳以上の者（高校生は除く）

(2) 医師から当該業務を行うのに不相当とみなされていない者

- 5 医師、看護師、保健師及び応急手当普及員の資格を持つ者で運営委員会の業務に従事する者は前項に規定する救急救命講習を免除する。

（実施期間及び時間）

第3条 自由プール事業の実施期間は、伊丹市立小学校における夏季休業日の初日から8月第2週の金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。

- 2 自由プール事業のためにプールを開放する小学校（以下「実施校」という。）における1日当たりの事業の実施時間は、原則として9時30分から11時30分まで及び13時30分から15時30分までとする。

（利用者）

第4条 自由プール事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、実施校に在籍する児童とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医師等から水泳を禁止されている児童については、自由プール事業を利用することができない。
- 3 利用者は、自由プール事業の利用について保護者の承諾を得た旨の証明書を、利用受付時に必ず提示しなければならない。

（事業で使用する施設）

第5条 使用する施設は次の各号に定める施設とする。

- (1) プール
 - (2) トイレ
 - (3) 更衣室
- (利用の禁止)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、自由プール事業の利用を禁止する。

- (1) 保護者の承諾を得ずに自由プール事業を利用しているとき
 - (2) 監視員の指示に従わないとき
 - (3) 実施校の施設の管理運営上、支障があると学校長もしくは教育委員会が認めるとき
- (施設の管理責任)

第7条 本事業の安全管理における最終責任は、教育委員会が負うものとする。

(賠償責任)

第8条 利用者の保護者は、当該利用者の責に帰すべき理由により実施校の施設・設備を損傷又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(細則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。